

相続人が一人の場合の 相続手続き

1. 相続手続き

法定相続人が一人のみの場合には、預金の払い戻しや相続登記手続きの際に、遺産分割協議書は必要ありません。

相続人が一人なのであれば、被相続人の全ての財産をその相続人が引き継ぐのは当然だからです。

したがって、被相続人の出生から死亡に至るまでの全ての戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）などにより、法定相続人が一人のみであることが明らかになれば良いこととなります。

相続人が一人でも、相続人が複数の場合と同じように、戸籍調査→財産調査→各種相続手続きという流れで行います。相続人が複数人のケースとの違いは、**遺産分割協議書が不要**という点です。

その点以外に関しては、例えば銀行等金融機関には、財産調査と預貯金の解約手続きが必要ですし、不動産は相続を原因とする名義変更をする必要があります。

2. 相続人が一人の場合の相続人調査・確定

(1) 相続人の確定

お亡くなりになった方の戸籍の出生から死亡までの戸籍に加え、相続人の方の現在の戸籍を収集します。

できれば、法定相続情報一覧図の写しというものも取得した方が金融機関等の手続きがスムーズにできます。

※ 相続人一人なので、戸籍調査は不要とも一見思えますが、他人（例えば、銀行）からすると相続人が一人であることを証明してくれなければ、重要な財産を渡すことはできません。

そのため、一人相続人でも、相続人が複数のケースと同様に、相続人を確定するための戸籍の収集が必要となります。

(2) 想定される相続人が1人のケース

相続人が1人である場合は、以下の4つのケースに分類されます。いずれの場合も、相続人が1人であるということに変わりはありませんが、亡くなった被相続人との関係によって、集めなければならない戸籍の範囲が異なります。

① 相続人が子（またはその代襲相続人）1人である場合

相続人が子（またはその代襲相続人）の場合、被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍等を取得することで、子が唯一の相続人であることを証明します。

② 相続人が直系尊属（父母、祖父母）1人である場合

被相続人に子（またはその代襲相続人）がないことを証明するために、被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍等を取得します。

また、直系尊属がいなく、他の兄弟姉妹（またはその代襲相続人）がいなく、被相続人の父母双方の出生から死亡時までのすべての戸籍等を取得し、唯一の相続人であることを証明します。

③ 相続人が兄弟姉妹1人である場合

被相続人に子（またはその代襲相続人）がいなく、被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍等を取得します。

また、直系尊属がいなく、他の兄弟姉妹（またはその代襲相続人）がいなく、被相続人の父母双方の出生から死亡時までのすべての戸籍等を取得し、唯一の相続人であることを証明します。

④ 相続人が配偶者のみの場合

被相続人の出生から死亡時までのすべての戸籍等を取得して、子（または代襲相続人）がいないことを証明します。

また、被相続人の父母双方の出生から死亡時までのすべての戸籍等を取得して、直系尊属および兄弟姉妹がいないことを証明し、配偶者が唯一の相続人であることを証明します。

(3) 相続放棄によって、相続人が一人になる場合

相続人が1人の場合というのは、初めから他に相続人がいなかった場合に限られません。

当初は相続人が複数いたが、他の相続人がすべて相続放棄をした場合も該当します。裁判所で相続放棄の申述が認められると、相続放棄申述受理通知書が交付されます。

しかし、相続登記においては、相続放棄申述受理通知書を添付しなければならない取り扱いとなっているので、別途、裁判所から交付してもらう必要があります。

(4) 相続人の排除

相続放棄は、始めから相続人でなったこととなりますが相続人の廃除は当人のみが相続人から除かれますが代襲相続権はあるため、相続人が1人のケースにはなりません。

*相続人の廃除とは、相続人から虐待を受けたり、重大な侮辱を受けたりしたとき、またはその他の著しい非行が相続人にあったときに、被相続人が家庭裁判所に請求して虐待などした相続人の地位を奪うことをいいます。
戸籍に記載されます。

(5) 相続欠格

被相続人を殺害したり、騙したり、脅すなどして無理やり遺言を書かせた、など、一定の行為をした相続人は「相続欠格」となり、当然に相続権を失いますが、代襲相続権があるため、相続人が1人のケースに該当しません。

戸籍には、記載されません。

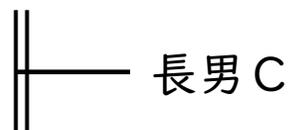
(6) 相続放棄・排除・欠格の違いについて

| | 相続放棄 | 廃除 | 欠格 |
|--------------------|--------|--|--|
| 代襲相続 | できない | できる | できる |
| 遺贈 | 受け取れる | 受け取れる | 受け取れない |
| 戸籍に記載 | 記載なし | 身分事項に記載される | 身分事項に記載されない |
| 相続税の基礎控除 | 人数に入れる | 代襲相続人がいる場合の代襲相続人分は入れるが、いない場合、本人分は人数にいれない | 代襲相続人がいる場合の代襲相続人分は入れるが、いない場合、本人分は人数にいれない |
| 生命保険の非課税枠 (相続税) | 人数に入れる | 代襲相続人がいる場合の代襲相続人分は入れるが、いない場合、本人分は人数にいれない | 代襲相続人がいる場合の代襲相続人分は入れるが、いない場合、本人分は人数にいれない |

3. 数次相続で最終相続人が1人のみの場合

相続登記をしようとする時点では相続人が1人のみであっても、相続開始時には他に相続人がいた場合、最初から相続人が1人であったときとは必要な書類や手続きが異なります。

Ⅰ次相続
亡 夫A
(平成18年10月1日死亡)



二次相続
亡 妻B
(平成25年3月3日死亡)

左の図のとおり相続関係の場合で、平成18年10月に亡くなった亡A所有の不動産についての相続登記を、平成28年になっておこなうとします。

現在の相続人は長男C1人のみですが、相続開始時には被相続人Aの妻Bも相続人だったわけです。この場合、妻Bの生前に、相続人2人による遺産分割協議が成立していたようなときを除いては、AからCに対して直接に1度の登記で所有権移転をすることはできません。

この場合、妻Bと長男Cに対して、平成18年10月1日付の相続を原因とする、持分2分の1ずつでの共有名義の登記をします。

その後、妻Bから長男Cに対する平成25年3月3日付の相続を原因とする所有権移転登記をします。つまり、子の単独名義にするまでには、2回の相続登記が必要であるわけです。

AからCに相続を原因とする所有権の移転の登記をするためには、Cを相続人とする遺産分割協議書又はBの特別受益証明書等を添付する必要があります。